

富士宮市フードバレー推奨農産物認定制度

「市内で生産される、安心な農産物を推奨します！」

この制度は、富士山の裾野に広がる恵まれた環境の中で育まれた優れた農産物を、「富士宮市フードバレー推奨農産物」として、市が広く消費者の皆さんやマーケットにおすすしめしようとするものです。

いま、加工品の偽装表示や残留農薬などの問題が大きな話題となっており、食の安全が脅かされています。消費者は、安全で安心な農産物を求めています。

生産者の皆様には、地元で採れた安全で美味しい農産物を、自信を持って生産・出荷していただきますよう、是非とも「富士宮市フードバレー推奨農産物認定制度」をご利用ください。

富士宮市フードバレー推奨農産物認定制度とは

1 対象

市内の生産者（個人、法人又は生産組織）で、

- ①市内で生産
- ②富士宮市フードバレー推奨農産物認定制度実施要綱で定める推奨農産物の認定要件を満たす生産方法
- ③出荷を目的として生産している農産物を全て満たすものが対象となります。



2 認定要件

富士宮市フードバレー推奨農産物認定制度実施要綱で定める推奨農産物の認定要件は、

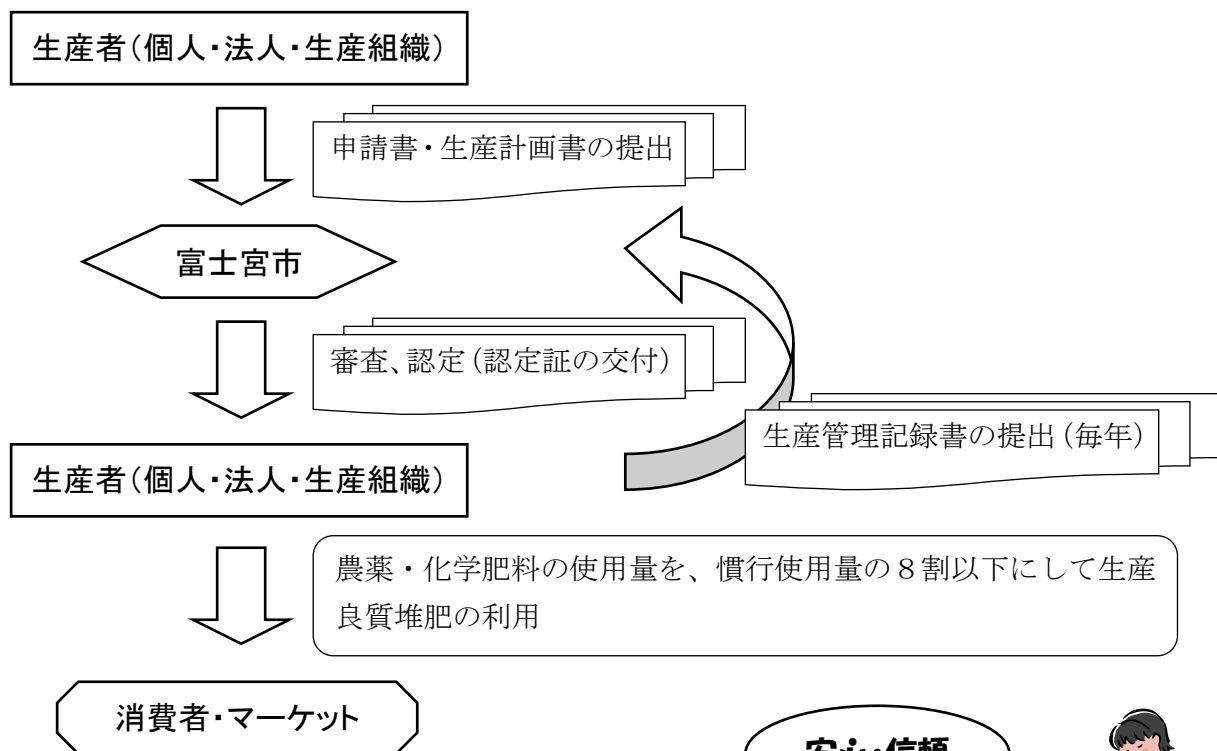
- ①生産過程における農薬及び化学肥料の使用量が、慣行使用量（静岡県が定める特別農産物に係る表示ガイドラインによる）の8割以下であること
- ②市内畜産農家生産による家畜由来の堆肥を、積極的に使用すること

「安全で美味しい農産物を、消費者に提供することを基本に生産していただきます。」

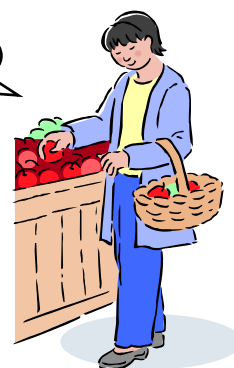
3 手順（申請から認定まで）

- ①富士宮市フードバレー推奨農産物認定申請書（第1号様式）、生産計画書（第2号様式）を提出する。
- ②市が推奨農産物認定審査会において「推奨農産物」として認定、認定証を交付する。
※認定されると、出荷の際、推奨農産物に「推奨標章」を表示することができます。
認定期間は5年間です。
- ③推奨農産物の生産が適正に行われるよう、生産管理記録書（第6号様式）を提出する。
※3月時点で生産が完了している農産物について、毎年提出してください。

<認定の流れ>



<推奨標章みほん>



*「推奨標章」を表示する際の費用については、生産者の自己負担となります。

*希望する推奨農産物については、富士宮市のホームページに掲載し、情報発信いたします。

問い合わせ

富士宮市役所産業振興部農業政策課

食のまち推進室

TEL : 0544 (22) 1691

FAX : 0544 (22) 1207

E-mail : food@city.fujinomiya.lg.jp